

遺族基礎年金について

○ 社会保障・税一体改革素案(平成24年1月6日)

(14)その他

- 遺族基礎年金については、母子家庭には支給される一方で父子家庭には支給されないという男女差を解消すべき、支給要件の判定基準を適正化すべきなどの指摘があることに鑑み、具体的な法的措置について検討する。

○ 年金部会の議論の整理(平成23年12月16日)

<委員の意見>

- 本部会の審議においては、遺族年金の男女差について、基本的には解消する方向で検討を進めるべきとの意見が多数を占めた。
- 現在、遺族年金は、被保険者が死亡したときにその者により生計を維持されていた者に対して支給されるという考え方によっている。そして、生計を維持されていたかどうかについて、将来にわたって年850万円以上の収入を有しているか否か等によって判断している。この点について、遺族年金の対象範囲の拡大を検討する際に併せて見直しが必要との意見も多数出されている。
- 遺族年金の男女差の解消は、年金財政(保険料財源)に影響があるとともに、新たな公費財源も必要である点に留意が必要である。

<今後の課題>

- 遺族年金の支給対象範囲の拡大については、これらの点についての検討を進め、基本的には男女差を解消する方向で、具体的な法的措置について引き続き検討することが考えられる。

遺族基礎年金見直しの具体的制度設計

- 遺族基礎年金の支給対象を「子のある妻」ではなく、「子のある配偶者」とする。
(「子のある夫」の追加。)
- 父子家庭に支給対象を拡大するが、被扶養者である第3号被保険者（いわゆる専業主婦）が死亡した場合には、遺族基礎年金を支給しないこととする。
- 遺族年金は、死亡した者に生計を維持されていた者に支給されるものであり、その判定基準として、年収850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められないこととされている。この「年収850万円」の根拠は被用者年金被保険者の報酬上位10%に相当する収入として定められており、その基準に照らせば、「年収850万円」を変更する必要はない。一方、この基準は遺族の死亡時に勘案されるものであり、認定後にも所得の増減があり得ることに対応できていないことなども指摘されている。この基準の取扱いについては、遺族年金受給者の実態等を見ながら引き続き検討を進めるべきではないか。

（検討にあたっての留意点）

- ・現行要件の年収850万円以内は、被用者年金被保険者（男女共通）の報酬上位10%に相当する収入として定められているが、実際にはほとんどの範囲の妻に対して遺族基礎年金が支給されている。
- ・今回の趣旨から考えて、生計維持要件に男女差を設けることは、適切ではない。
- ・死亡の当時生計を維持されていたかどうかについては、死亡当時以降の状況で判断が変わるものではない。また、保険事故が生じて受給している保険給付について、その後の所得状況の変化に対応した所得制限を行う事については、慎重な検討が必要。

- また、他に男女差のある遺族年金（寡婦年金、中高齢寡婦加算、夫の遺族厚生年金の年齢要件等）の取扱いについては、社会実態等を見ながら、引き続き検討を進める。

(参考) 現行制度における遺族年金制度の支給対象者

- 遺族年金は、世帯の生計の担い手が死亡した場合に、その者によって生計を維持されていた遺族の生活が困難にならないよう、所得保障をする仕組みである。
- 遺族基礎年金の支給対象者は、子のある妻又は子となっている。（子に対する遺族基礎年金は、生計を同じくする父母が存在する間は支給停止となる。）
- 遺族厚生年金の支給対象者は、妻（子の有無を問わないが30歳未満の場合は有期。）又は子（支給停止はないため父子家庭にも支給）、55歳以上の夫・父母・祖父母及び孫となっている。
- 以上のように、遺族年金の支給対象者には男女差が存在している。また、遺族給付においては、厚生年金の中高齢寡婦加算や、国民年金の寡婦年金など、女性のみに給付される制度が存在している。

○現行制度の遺族年金支給対象者

年齢	子のない妻		子のある妻		子		夫・父母・祖父母		孫	
	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金
55歳以上	×	○	○ (子の18歳年度末まで※1)	○	×	×	×	○ (55歳以上※2)	×	×
30歳以上 55歳未満	×	○	○ (子の18歳年度末まで※1)	○	×	×	×	×	×	×
30歳未満	×	○ (有期5年間)	○ (子の18歳年度末まで※1)	○	○ (18歳年度末まで※1※3)	○ (18歳年度末まで※1)	×	×	×	○ (18歳年度末まで※1)

※1 障害のある者については20歳到達日まで

※2 55歳から60歳までは支給停止

※3 生計を同じくする父母がある間は支給停止

(参考)遺族年金の生計維持要件について

《生計維持要件の基準》

- 昭和60年改正において、全国民共通の基礎年金を導入するに当たり、各制度で異なっている支給要件を統一するという観点から、各年金制度共通の生計維持要件を設定することとされた。

〈昭和60年改正における認定基準の概要〉

- ・ 「年収600万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者」を生計維持関係にあると整理。

〈考え方〉

- ・ 遺族年金の生計維持要件は、法律上の権利発生要件（※）とされており、年金を受ける者と受けない者の差が非常に大きなものとなるので、通常の所得制限のような支給停止と同様の考え方を探るわけにはいかなかった。

（※）権利発生要件：保険事故発生時に受給権が発生するかを判断するための要件であり、受給権が発生しなかった場合は、その後収入が下がっても、支給停止の解除と異なり、支給が開始される性質のものではない。

- ・ 死亡した配偶者の収入に関わりなく「生計を維持されていた」という要件に当たらないというためには、社会通念上著しく高額の収入があるもの、すなわち、通常の所得分類の最高位に該当する者ということで被用者年金の上限10%に当たる年収を基準として採用した。

- 平成6年改正において、厚生年金の報酬月額の上位約10%に当たる者の変動に合わせて収入額を600万円から850万円に改定した。

《生計維持の認定事務》

- 裁定請求時に850万円未満の収入額を証明するものとして次のものを添付してもらうことによって認定を行う。
 - ・ 前年又は前々年の源泉徴収票、課税証明書、確定申告書等収入額及び所得額を証明することができる書類など
 - ・ 被用者保険の保険証（被扶養者のみ）、国民年金の第3号被保険者認定通知書、国民年金免除該当通知書など
- 前年の収入では850万円以上であるが、近い将来において定年等の事情により収入が下がることが確実と認められる者については、その事情を証明する書類（例えば、定年が明記された就業規則など）を添付してもらうことによって認定を行う。

